





事 務 連 絡 平成17年2月10日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部 事務局長

#### 育児休業手当金等の制度改正について (通知)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成16年法律第132号)による改正後の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律152号)の施行に伴い、平成17年4月1日から 育児休業手当金等の制度が下記のとおり改正されますのでお知らせします。

なお、詳細については未定の部分もありますので、わかり次第お知らせします。

記

1. 育児休業手当金及び介護休業手当金の支給額について

雇用保険法に基づき支給される育児休業給付及び介護休業給付の給付水準に準じて、育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額に、給付上限相当額が設けられます。

それにより、平成17年4月1日以降に開始される育児休業及び介護休業に係る手当金の給付上限相当額は、現行の雇用保険法に定める賃金日額(14,430円)で計算すれば、7,870円となります。給料の目安としては、月額346,389円を超える場合に給付上限相当額の支給となります。(経過措置)

平成17年4月1日前に開始された育児休業及び介護休業に係る手当金については、給付上限相当額の適用はありません。育児休業の延長等にかかる部分については、未定です。

2. 育児休業手当金の支給期間の延長について

育児休業手当金の支給期間は、平成17年4月1日以降、子が1歳に達した日後も保育所に 入所できないなど、育児休業をすることが必要と認められる特別な事情に該当するときに限り、 1歳6ヶ月に達する日までの間延長されます。

(特別な事情に該当するときの詳細については、未定です。)

- 3. 育児休業等の期間に係る掛金等の特例
  - ① 育児休業期間中の掛金免除期間は最長で、育児休業を開始した日の属する月から、子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月までの間とされます。

なお、育児休業期間の掛金免除の取り扱いは、別紙のとおりです。

② 3歳未満の子を養育する組合員が部分休業を取得して給料が減額される場合、長期給付に係る掛金の標準となる給料は、減額後の給料とされます。なお、年金額は減額前の給料により計算されます。

担当:共済班短期給付係 塩田

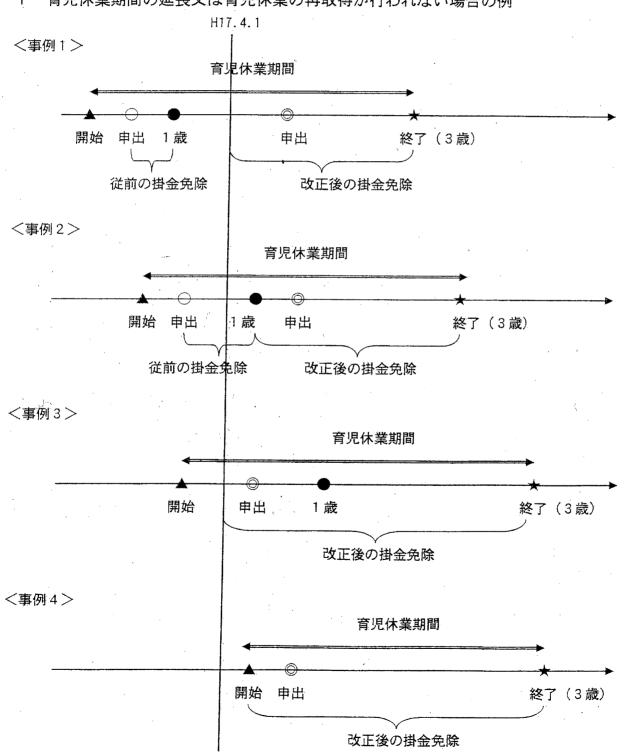
経理係 川添

電話:088-821-4755

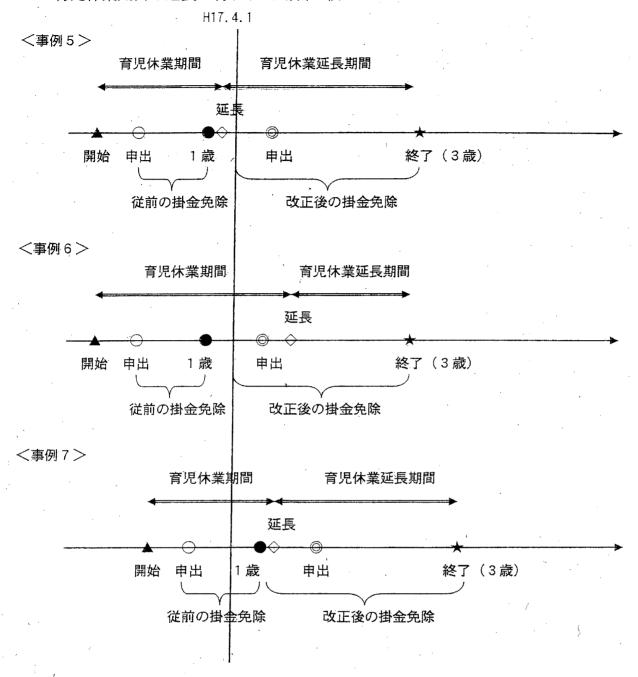
# 育児休業期間の掛金免除の取扱い

- ▲ 育児休業開始
- 掛金免除申出(従前)
- ◎ 掛金免除申出(改正後)
- 子が1歳に到達
- ★ 育児休業期間終了
- ◇ 育児休業延長申請又は再取得

## 1 育児休業期間の延長又は育児休業の再取得が行われない場合の例



## 2 育児休業期間の延長が行われた場合の例



### 3 育児休業の再取得が行われた場合の例

